

令和 8 年 1 月 3 0 日

各 位

総務部 経理課長  
(担当：契約係)

## 指 名 停 止 に つ い て

このたび、下記業者に対して、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領第 2 条第 1 項の規定に基づき指名停止の措置を行いました。

### 記

#### 1 指名停止業者名及び指名停止期間

| 指名停止業者名  | 指名停止期間  |
|--|---|
| ①株式会社 トーニチコンサルタント<br>(カブシカガイシャ トーニチコンサルタント)<br>主たる営業所<br>東京都渋谷区本町一丁目 1 3 番 3 号 | ①令和 8 年 1 月 3 0 日～<br>令和 8 年 4 月 2 9 日<br>( 3 箇月)     |
| ②日本交通技術 株式会社<br>(ニッポンコウツギシユツ カブシカガイシャ)<br>主たる営業所<br>東京都台東区上野七丁目 1 1 番 1 号      | ②令和 8 年 1 月 3 0 日<br>～<br>令和 8 年 7 月 2 9 日<br>( 6 箇月) |

#### 2 指名停止理由

特定跨線橋点検等業務の入札等に関して、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 1 2 月 1 9 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領別表第 2 第 3 号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止を行った。